

# 鎌倉市テニス協会会則

## 第一章総則

### 第 1 条 (名称)

本会は鎌倉市テニス協会と称する。

### 第 2 条 (事務所)

本協会は、事務所を鎌倉市内におく。

### 第 3 条 (目的)

本協会は鎌倉市に於けるテニスの普及、発達並びに技能の向上を図り、テニスを通し市民の体力向上、精神の修養並びに相互の親睦に努め、以って社会体育の発展に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 (事業)

本協会は次の事業を行う。

1. 本協会主催の各種目大会。
2. 鎌倉市及び鎌倉市体育協会主催行事に対する主管、協力。
3. 鎌倉市に関係する日本テニス協会、関東テニス協会、神奈川県テニス協会等主催行事に対する主管、共催、協力及び、選手、役員等の派遣。
4. 本協会加盟団体の要請により、理事会の決議を経て、その加盟団体主催行事に対する後援、公認及び協力。
5. 鎌倉市内に於けるテニスの普及、振興を目的とする指導もしくは指導者の派遣。
6. その他前条の目的に有効且つ有益は事業。

### 第 5 条 (加盟団体)

本協会は次に定める加盟団体を以って組織し運営する。

1. 鎌倉市内に所在する事業所の職員により構成されたテニス団体。
2. 鎌倉市内に所在するテニスクラブ。
3. 鎌倉市民によって構成されたテニス同好会。

### 第 6 条 (入会及び退会)

1. 本協会に入会を希望する団体は、所定の入会申込書及び会員名簿を提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 本協会を退会する団体は、退会届を提出することを要する。

### 第 7 条 (会員名簿の提出)

本協会の加盟団体は本協会に対し、毎年4月に会員名簿及び所有コートの明細を提出しなければならない。

### 第 8 条 (年会費)

加盟団体は会員数及びコート面数に応じた年会費を納入しなければならない。

年会費は理事会に於いて定め総会の承認を得て決定する。一度納入された年会費は理由の如何を問わず返戻しないものとする。

### 第 9 条 (除名処分)

加盟団体が本会則に違反し、又は本協会の名誉を著しく傷付ける行為があった時は、総会の決議により除名又は処分することがある。

### 第 10 条 (上部団体)

本協会は鎌倉市のテニス統括団体として、鎌倉市体育協会及び神奈川県テニス協会に加盟する。

## 第二章役員

### 第 11 条 (役員及び数)

本協会に次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長2名以内
3. 理事長1名
4. 副理事長3名以内
5. 理事若干名
6. 評議員別に定める
7. 監事2名
8. その他に応じて、名誉会長、顧問、参与等を置くことができる。

### 第 12 条 (役員 of 義務)

1. 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 理事長は理事会を主宰し、会務を執行すると共に会長、副会長事故ある時はその職務を代行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
5. 理事は総会及び理事会の決議に従い、本協会の会務を処理する。
6. 評議員は総会に出席し、本協会の重要事項につき承認または決議決定をする。
7. 監事は本協会の会務、会計を監事する。

### 第 13 条 (役員 of 選出)

1. 会長は理事会が候補者を推薦し、総会が推挙する。
2. 副会長は会長が推挙し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 理事長並びに副理事長は理事の互選により選出し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
4. 理事は加盟団体中より会長が推挙し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
5. 監事は総会に於いて会長が推挙し、総会の承認を経て会長が委嘱する。
6. 名誉会長、顧問、参与等は必要に応じて、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

### 第 14 条 (評議員 of 選出)

評議員は第5条の各加盟団体が其々選出し、会長が任命する。各加盟団体が選任する評議員の数は会員数に応じ1～3名を定めるものとし、その数の定め方は理事会で決議し、総会の承認を経て決定する。

### 第 15 条 (役員 of 任期)

1. 役員 of 任期は2年とする。但し再任は妨げない。
2. 補欠又は増員による役員 of 任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は辞任又は任期満了の場合に於いても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### 第三章機関

#### 第 16 条 (機関)

本協会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 事業運営委員会

#### 第 17 条 (総会)

1. 総会は本協会の最高決議機関であって第11条の役員によって構成する。  
但し第11条8の規定により選出された名誉会長、顧問、参与等には議決権はないものとする。
2. 総会は会長が招集し、毎年一回定期に開催する。但し必要に応じ、臨時にこれを開くことができる。
3. 総会は構成員の二分の一以上の出席を以って成立する。但し出席は委任を以って替えることができる。
4. 総会の議長は会長又は会長の指名したものが、これに当たり、議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。但し会則を改廃しようとするときは、出席者の三分の二以上の同意を要する。

#### 第 18 条 (総会の決議事項)

次の事項は総会の承認又は決議を経なければならない。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び収支決算に関する事項
3. 会則改正に関する事項
4. その他の本協会業務に関する重要な事項

#### 第 19 条 (臨時総会)

臨時総会は加盟団体の三分の二以上の要請があったとき又は会長が必要と認めたとき随時これを開催する。

#### 第 20 条 (理事会)

1. 理事会は本協会事業の企画及び執行機関であって、会長、副会長及び理事を以って構成する。
2. 理事会は理事長が招集し、議長は理事長がこれに当たる。
3. 理事会は構成員の二分の一以上の出席を以って成立し議事は出席理事の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。但し出席は委任を以って替えることができる。
4. 監事は理事会に出席して意見を述べるができるが、票決に加わることはできない。
5. 名誉会長、顧問及び参与は理事会への出席依頼された場合には当該する理事会に出席し意見を述べることができる。

#### 第 21 条 (事業運営委員会)

1. 理事会は、本協会の事業を行うに当たり、必要と認めた場合、各事業毎に事業運営委員会を設置することができる。
2. 事業運営委員会は、理事会の定めるところにより各事業の運営・処理をする。
3. 事業運営委員会として、下記の4委員会を設置する。
  - (イ) 総務委員会
  - (ロ) 実業団委員会
  - (ハ) 競技委員会
  - (ニ) 普及指導委員会
4. 事業運営委員会は、委員長、副委員長並びに委員を以って構成する。委員長並びに副委員長の任命は、理事の中から理事長が推挙し、理事会の承認を得るものとする。
5. 委員の任命は委員長が推挙し、理事会の承認を得るものとする。又その任期は、本会則15条(役員の任期)に準拠する。

## 第四章会計

### 第 22 条 (会費)

本協会の会費は下記にかかげるものを以って支弁する。

1. 加盟団体の年会費
2. 各種補助金又は助成金
3. 一般寄付金
4. 競技会収入その他

### 第 23 条 (事業会計年度)

本協会の事業及び会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第五章補則

### 第 24 条

この会則の施行に当たり必要な事項は細則で定めるものとする。

前項の細則は理事会で定めるものとする。

- 細則1項 大会時のコート使用料
- 細則2項 役員・委員の交通費及び日当規程
- 細則3項 特別基金の設立
- 細則4項 慶弔に関する内規
- 細則5項 規約違反に関する内規

### 第 25 条

この会則は平成3年5月25日から施行する。

### <年会費の規定>

#### (1) 会員数割 (1月1日現在の会員数)

50名以下	15,000円
51名～100名	17,000円
101名～200名	20,000円
201名～300名	23,000円
301名～400名	26,000円
401名～500名	29,000円
501名～700名	33,000円
701名以上	35,000円

#### (2) コート面数割 (1月1日現在のコート面数)

コート1面につき	1,000円
----------	--------

年会費 (1)と(2)の合計額 (納期限6月末日)

### <評議員の選出数の規定>

- 会員数300名未満の加盟団体1名
- 会員数300名以上500名未満の加盟団体2名
- 会員数500名以上の加盟団体3名

改 定 履 歴

日 付	改 定 内 容
04-03-31	第21条(事業運営委員会)改定
08-03-22	第4条3項 鎌倉市に関する→鎌倉市に係る
08-03-22	第21条3項 3委員会→4委員会 (二)を追加
08-12-07	第24条細則1項 大会時のコート使用料を制定
10-03-20	第24条細則2項 役員・委員の交通費及び日当規程を制定
11-03-27	第21条3項(イ)広報委員会の廃止と(イ)総務委員会の設置
11-03-27	第21条5項 委員の任命に関し明文化
12-02-25	第24条細則3項 特別基金の設立
12-09-01	第24条細則4項 慶弔に関する内規制定
13-11-30	第24条細則5項 規約違反に対する内規設定